



教員課 八 又 九 月
25 高教福第 589 号

平成 25 年 8 月 30 日

各市町村（学校組合）教育長様

高知県教育長
(公印省略)

週休日の振替の取扱いについて（通知）

「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」（平成 6 年高知県人事委員会規則第 48 号）第 3 条第 1 項に規定する週休日の振替等をすることができる期間について、高知県人事委員会より対象職員及び対象業務に該当する場合は、勤務を命ずる必要がある日を起算日とする 16 週間後の日までとすることのできることの承認を得て、平成 20 年 3 月 17 日付け 19 高教政第 1553 号で通知をしているところですが、この対象職員及び対象業務について、下記のとおり追加の承認を得ましたので、通知します。

なお、従前の取扱いのとおり、前 4 週後 8 週の期間では週休日の振替等が困難な場合に限り適用するものです。

また、「週休日の振替等の取扱いについて（通知）」（平成 19 高教政第 1553 号高知県教育長通知。以下「教育長通知」という。）を併せて一部改正しました。

については、貴管内の学校に周知し、適切な取扱いをしていただきますようお願いします。

記

1 人事委員会の承認内容

（1）追加する対象職員

副校長、主幹教諭、指導教諭

（2）追加する対象業務

地域と協働して取り組む教育活動に関する業務

（例：公開授業、社会体験、自然体験、防災教育、健康教育、キャリア教育、環境教育等に関する活動）

（3）追加承認を求めた理由

現行の学習指導要領の実施に伴い、教科等の指導内容の充実や授業時数の増加により、学校独自で設定する裁量時間数が減少し、特色ある教育課程の編成が困難な状況となっている。

また、本県においては、将来を担う子どもたちの健全育成に資するための防災教育、健康教育、キャリア教育及び体験活動等、地域と一緒にやって行う教育活動の充実が求められている。

このため、学校においては、週 5 日制の趣旨を踏まえつつ、地域の協力が得られやすい土曜日を活用して「地域と協働して取り組む教育活動」を実施することが想定されるが、学校の課業期間中

に、当該業務に従事した職員が、通常の前4週間後8週間で週休日の振替等を行うことは実質的に困難であることから、これまで承認を受けていた「教育計画に基づく学校行事に関する業務」等と同様の取扱いとするもの。

なお、追加する対象職員については、これまで承認を受けていた職員と同様、児童生徒の教育に直接関わる職であることから、追加するもの。

2 施行日

平成25年9月1日

3 教育長通知の改正内容

別紙新旧対照表のとおり一部改正する。

(1) 主な改正点

ア 記の「(1) 対象職員」に、次のとおり加える。

副校長、主幹教諭、指導教諭

イ 記の「(2) 対象業務」に次のとおり加える。

ウ 地域と協働して取り組む教育活動に関する業務

(例：公開授業、社会体験、自然体験、防災教育、健康教育、キャリア教育、環境教育等に関する活動)

4 留意点

人事委員会の承認を得た業務以外は、16週間後への振替等の対象となりません。

(例：課業日に対象業務を行った結果、通常予定されている授業を週休日に振り替えて行う場合。)

新旧対照表

○週休日の振替等の取扱いについて(平成20年3月17日 19高教政第1553号教育長通知) (抜粋)

新	旧
<p>1 人事委員会の承認等の内容</p> <p>(1) 対象職員 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員</p> <p>(2) 対象業務 教育計画に基づく学校行事に関する業務 (例:入学式、卒業式、始業式、終業式、修学旅行、遠足、参観日等) 出張命令を受けての児童生徒引率業務 (例:对外運動競技大会、学芸的大会、入試、資格試験、各種表彰等) 地域と協働して取り組む教育活動に関する業務 (例:公開授業、社会体験、自然体験、防災教育、健康教育、キャリア教育、環境教育等に関する活動)</p>	<p>1 人事委員会の承認等の内容</p> <p>(1) 対象職員 校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員</p> <p>(2) 対象業務 ア 教育計画に基づく学校行事に関する業務 (例:入学式、卒業式、始業式、終業式、修学旅行、遠足、参観日等) イ 出張命令を受けての児童生徒引率業務 (例:对外運動競技大会、学芸的大会、入試、資格試験、各種表彰等) ウ 地域と協働して取り組む教育活動に関する業務 (例:公開授業、社会体験、自然体験、防災教育、健康教育、キャリア教育、環境教育等に関する活動)</p>